

仕事と生活の調和の推進に関する要請書

日頃から、仕事と生活の調和の推進について、格別の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成十九年十二月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

労働時間等の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。各企業においては、「行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組んでいただくことが重要であります。

そこで、労働時間等の見直しに関する取組を一層推進していただくため、「憲章」及び「行動指針」を踏まえて、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」を本年四月から改正施行することといたしました。

この「労働時間等見直しガイドライン」の趣旨を十分御理解いただき、貴団体傘下の事業主の皆様へ積極的な周知をお願いするとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進をお願いいたします。

平成二十年三月二十四日

厚生労働省労働基準局長

青木 豊